

初期契約解除制度に関するご案内

本紙は、初期契約解除制度に関する重要なお案内です。十分にお読みください。

初期契約解除の「対象サービス」

Net3 ケーブルスマホ「音声通話プラン」

初期契約解除の対象となる注文

新規お申し込み、プラン変更

初期契約解除の効力等

1. お客様は、サービス提供開始日または「ご契約の案内」を受領された日の遅い方から起算して8日の間に、弊社に契約を解除する旨を書面により通知いただくことで「対象サービス」の初期契約解除を行うことができます。
2. この場合、お客様は①損害賠償もしくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金等 本紙「初期契約解除時にお客様にお支払いいただく費用」に記載の項目については請求されます。③また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している場合には当該金銭等（②で請求する料金等は除く。）をお客様に返還いたします。
3. 初期契約解除をされた場合、「解約手数料」は請求いたしません。
4. 弊社もしくは弊社代理店が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客様が事実誤認をし、これによって初期契約解除の申告が可能な期間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を交付します。当書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。
5. プラン変更の注文を初期契約解除された場合、プラン変更前のサービスへお戻しします。ただし、システム都合上、プラン変更前のサービスに戻せるのは、プラン変更後のサービスが提供開始となった翌月となります。また、この際、プラン変更前のサービスに戻すまでの間ご利用いただくプラン変更後のサービスに関わる料金はお支払いいただきますので、プラン変更の前に予めご了承ください。
6. 「対象サービス」の契約解除に伴い、割引やキャッシュバックの条件を満たさなくなる場合があります。詳しくは「ご契約の案内」の割引条件をご確認ください。

初期契約解除時にお客様にお支払いいただく費用

1. 「対象サービス」の事務手数料（新規登録手数料）は、3,300円(税込)を上限としてお支払いいただきます。
 2. 初期契約解除制度を利用した契約解除の場合は、初期契約解除申告日をもって契約解除日とします。ただし、初期契約解除に伴いナンバーポータビリティにより他の携帯電話事業者へ転出された場合は、転出完了日をもって契約解除日とします。
 3. 「対象サービス」の契約解除日までの期間における基本料金をお支払いいただきます。なお、「対象サービス」の基本料金は、サービス提供開始月当月は無料としておりますので、初期契約解除による契約解除日がサービス提供開始月に属する場合、「対象サービス」の基本料金を請求されることはありません。また、初期契約解除による契約解除日がサービス提供開始日の翌月となる場合、サービス提供開始日の翌月分の「対象サービス」の基本料金を満額お支払いいただきますので、予めご了承ください。
 4. 初期契約解除による契約解除日がサービス提供開始日の翌月となる場合、「対象サービス」のユニバーサルサービス料をお支払いいただきます。
 5. 「対象サービス」の契約解除に伴って同時に解約されたオプションサービスまたは付加的な機能については、サービス提供開始月の料金を満額お支払いいただきます。また、初期契約解除による解約日がサービス提供開始日の翌月となる場合、合わせてサービス提供開始日の翌月分の料金も満額お支払いいただきますので、予めご了承ください。
- なお、対象となるオプションサービスおよび付加的な機能は以下の通りです。これらは、「対象サービス」の初期契約解除に伴い、自動解約となりますのでご注意ください。

- ①留守番電話
- ②割り込み電話着信
- ③10分かけ放題
- ④安心パック
- ⑤安心パック+端末保証
- ⑥有害サイトブロック（フィルタリング）
- ⑦その他、契約書面に別途記載あるオプションサービスで、「対象サービス」の初期契約解除に伴い自動解約となるもの

6. 通話料金や音声定額の超過料金等、「対象サービス」、オプションサービスおよび付加的な機能に関する従量料金をお支払いいただきます。
7. ナンバーポータビリティにより他の携帯電話事業者に転出する場合に、ナンバーポータビリティ転出手数料をお支払いいただきます。ただし、3,300円(税込)を上限とします。
8. プラン変更の初期契約解除を希望する場合に、プラン変更前のサービスに戻すまでの間に利用したサービスの料金をお支払いいただきます。また、プラン変更に伴いSIMカードの再発行が生じた場合は、SIMカード発行手数料をお支払いいただきます。ただし、3,300円(税込)を上限とします。
9. 端末の売買契約は初期契約解除の対象外となり、端末代金はお支払いいただきます。返品できませんのでご注意ください。
10. 「対象サービス」の契約解除に伴い、端末代金の割賦支払いに関する契約も解除となります。その場合、端末代金の残債を一括でお支払いいただきますので、予めご了承ください。
11. 本紙で記載している費用には別途消費税がかかります。

新規お申し込みにおける初期契約解除でナンバーポータビリティ転出する場合の注意事項

1. 新規お申し込みにおいて新しい電話番号を発行したお客様については、初期契約解除の際、ナンバーポータビリティによる他の携帯電話事業者への転出はできません。
2. ナンバーポータビリティによる弊社への転入の場合、初期契約解除に伴うナンバーポータビリティによる他の携帯電話事業者への転出が可能です。ただし、初期契約解除を申請したお客様がナンバーポータビリティ予約番号の発行を受けたにも係らず当該番号の有効期限内に転出完了されなかった場合は、お客様が初期契約解除申請を取り消したものと、弊社は初期契約解除制度にもとづく契約解除を行いません。当該対応は、お客様のナンバーポータビリティによる他の携帯電話事業者への転出が完了しないまま弊社がお客様との契約解除を行うと、お客様はご利用中の電話番号を失いこれを回復する手段がなくなるというお客様にとっての不利益を考慮し、これを防ぐためのものです。
3. ナンバーポータビリティによる弊社への転入で音声通話プランをご契約の場合、初期契約解除制度を利用して契約解除を行い、転入元事業者のサービスに復帰されたとしても、お客様の弊社へ転入前の状態と同一の状態に復元すること（転入元事業者提供のメールアドレスの継続利用、転入元事業者から付与されていたポイントや転入元事業者における利用年数の復元を含みこれに限りません）はできません。
4. ナンバーポータビリティで他の携帯電話事業者への転出を希望される場合、弊社でナンバーポータビリティ予約番号を発行します。予約番号の発行には2～4営業日程度かかりますので、予めご了承ください。

初期契約解除の申込み方法

以下の必要事項をご記入・ご確認のうえ、弊社まで持参、または送付いただきますようお願いいたします。

【記入事項】

- (1) 初期契約解除を希望する旨
- (2) お客様情報（契約者名、住所、日中帯に連絡可能な連絡先）
- (3) 初期契約解除サービスに関する情報（初期契約解除を希望する回線の電話番号、ナンバーポータビリティによる転出希望の有無）
- (4) ご契約に関する情報（契約日、契約書面受領日）
- (5) 「初期契約解除通知書」のご記入日
- (6) 「初期契約解除に関するご案内」に記載している事項について了承している旨

- ・原則として弊社にご提出いただいた日を申告日といたします。ただし、郵送によりご送付いただく場合は、「初期契約解除通知書」の郵便の「消印日」を初期契約解除申告日とさせていただきます。
- ・「初期契約解除通知書」に記載いただいた項目等に不備がある場合は、弊社からお客様へご連絡させていただく場合がございます。
- ・お客様と一定期間連絡が取れない場合につきましては、初期契約解除の申し込みを受け付けることができない場合や、ご希望いただいた初期契約解除申告日に契約の解除等ができない場合がございますのでご了承ください。

【申告書面送付先・お問い合わせ先】

〒930-0412 富山県中新川郡上市町広野3146-1

株式会社TAM（ティエイエム）

お問い合わせ電話番号：076-473-1213

（営業時間 平日9時～17時30分 土日祝10時～17時※年末年始を除く）